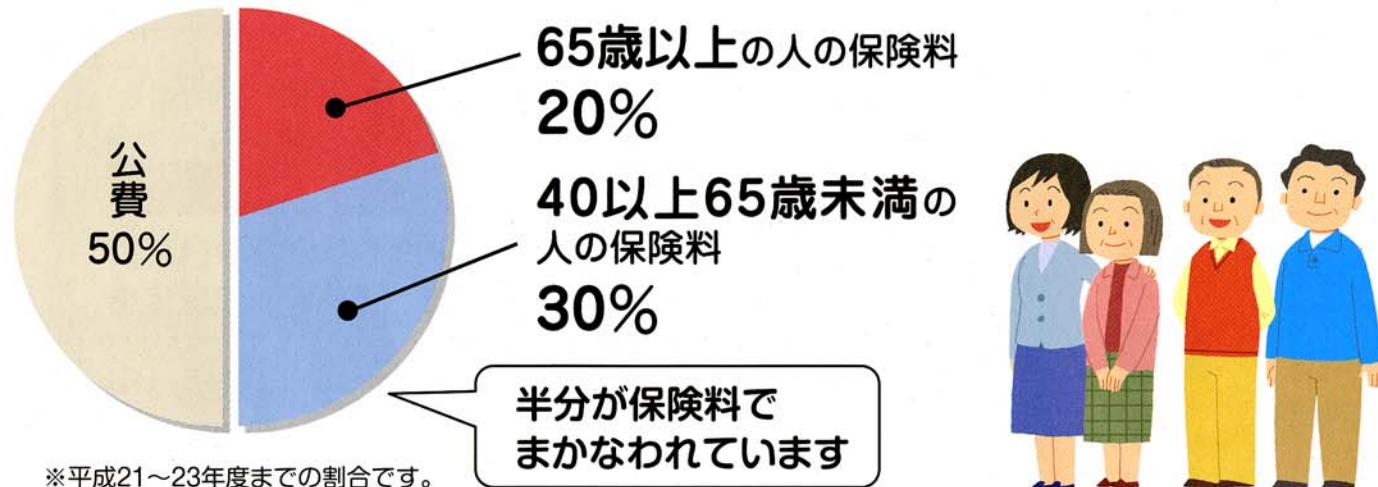


# 保険料は大切な財源です

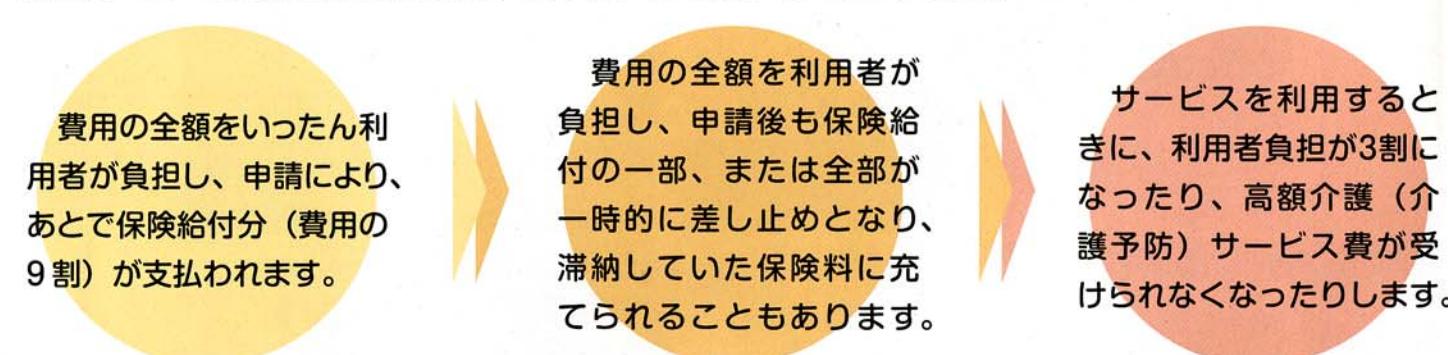
介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

## 介護保険の財源（利用者負担分は除く）



## 保険料を滞納すると…

介護サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。



## やむを得ない理由で保険料を納められないときは

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることができ難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに市区町村の担当窓口までご相談ください。



## 40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料

### 保険料の決め方と納め方

#### 国民健康保険に加入している人は

##### 決め方

保険料は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。

##### 介護保険料

$$\text{介護保険料} = \text{所得割} + \text{均等割} + \text{平等割} + \text{資産割}$$

（式中）

- 所得割 第2号被保険者の所得に応じて計算
- 均等割 世帯の第2号被保険者数に応じて計算
- 平等割 第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらと計算
- 資産割 第2号被保険者の資産に応じて計算



##### 納め方

医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。

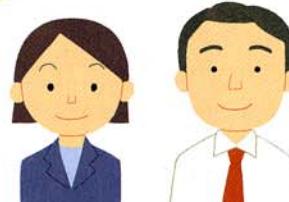
#### 職場の医療保険に加入している人は

##### 決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。

##### 介護保険料

$$\text{介護保険料} = \text{給与および賞与} \times \text{介護保険料率}$$



##### 納め方

医療保険料と介護保険料を合わせて給与および賞与から徴収されます。※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。